

平成25年度 第4回習志野市公民館運営審議会会議録（要旨）

日時 平成25年12月19日（木）午後2時～午後4時

場所 袖ヶ浦公民館 講義室A

出席委員 佐藤委員 齋藤委員 津和田委員 山地委員 池田委員
浅野委員 草野委員 小宮委員

出席職員 早瀬生涯学習部長 櫻井生涯学習部次長 上野社会教育課長 中村社会教育課
文化振興係長 佐々木菊田公民館長 寄主大久保公民館長 松本屋敷公民館長
田久保実花公民館長 瀧澤袖ヶ浦公民館長 畔蒜谷津公民館長
関新習志野公民館長

議事録署名委員 小宮委員 齋藤委員

傍聴者 2名

開会

1. 会長挨拶
2. 生涯学習部長挨拶
3. 議事録署名委員選出
4. 報告

平成25年習志野市議会第4回定例会について

5. 議事

公民館への指定管理者制度導入について

会長：社会教育課長から報告事項をお願いいたします。

社会教育課長：平成25年習志野市議会第4回定例会について報告。

使用料の改定および利用区分の変更についてスライドを使って説明。

会長：ただ今の説明について質疑を受けたいと思います。

会長：料金が安くなったところがあると言っていたが、どこか安くなっていますか？

社会教育課長：袖ヶ浦公民館にはないです。大久保公民館では何か所か安くなったところがあります。各公民館によって上がり下がりがあります。

委員：この間の時間帯（昼12：00～13：00・夕17：00～18：00）は合理的でいいと思います。準備のために借りなくてもよい時間を借りて、無駄な費用を払ったことがあるので、助かります。

会長：値上がりすることについて、「妥当でない」と我々が意見をしたら何らかの権限はあるのですか？

社会教育課長：ありません。今回公民館についてご説明しましたが、身近なところでは「自転車置き場」「市民会館」総じていわゆる使用料と言われているところは見直しを行っております。ただ減価償却が入るということ、もう一つは消費税と合わさったということでダブルの値上げ感はありません。

会長：他に質問がなければ、次に議事に入らせていただきます。公民館への指定管理者制度導入に

ついて、今回は、社会教育主事の配置についてと、公民館の管理規則上の開館時間および休館日の 2 点に絞って審議をしたいと思います。順番としましては先に社会教育主事の配置について審議をいたしますが、社会教育主事の資格と役割について、審議の前に菊田公民館長より説明願います。

菊田公民館長：審議の前に若干お時間をいただきますが、今回も前回同様、お配りした仕様書（案）につきましては、申し訳ございませんが、会議終了後には回収させていただきます。なお、前回の審議会の際、公民館に指定管理者制度を導入している、もしくはこれから導入する自治体についてさらに調査を進めることを、事務局としても、また、委員の皆さま方にもお願いいたしました。また、社会教育課 2 名と公民館 2 名で八潮市にも視察に行き参りました。しかしながら、習志野の公民館で行っている事業について、どこもこれはという自治体が見つからず、調査した範囲で、来年度より指定管理者制度を導入する能代市について、社会教育主事についておよび、実施事業について記載のあった仕様書がございましたので参考資料といたしました。この資料については回収いたしませんので、お持ちください。

それでは、社会教育主事について説明いたします。社会教育主事は、都道府県や市町村の教育委員会の事務局に必ず置かなくてはならない職員です。法的には社会教育を行う者に専門的、技術的な助言や指導をする職員です。であれば、事務局にいれば十分ではないかと思われるのですが、事務局に置かれた社会教育主事の役割とは別に、公民館が地域の拠点であることから、より住民に近い立場として公民館に社会教育主事有資格者を配置することで、住民の学習活動を支えネットワークを構築する意味があります。社会教育主事には豊かな経験や知識、職務に対する熱意や意欲が求められ、住民の学習活動を側面から支援する役割があります。かつては議会一般質問でも度々公民館への社会教育主事有資格者の配置が求められてきました。現在の公民館職員で有資格者は 5 名ですが、任用資格取得については、大ざっぱに言いますと大学で主事資格の単位を取得する方法と国の機関で主事講習を受ける方法があります。この社会教育主事と言う名称は、都道府県や市町村の教育委員会に社会教育主事として任用されてはじめて称されるもので、習志野市としては、振興係の中村係長が唯一の社会教育主事です。

この社会教育主事について、仕様書で、有資格者の 1 名を必置することを盛り込みましたが、果たしてこのあたりのことはどうなのか、委員のみなさんに審議していただきたいと思います。常駐するとなると実質 1 名の配置では無理が生じます。いろいろな意見があると思いますのでご意見をお願いしたい。

会長：今、菊田公民館長より説明がありましたが、社会教育課としても説明を加えたいようですので、上野課長お願いします。

社会教育課長：仕様書が重要であることは前回確認されたことと思います。業者は仕様書を契約の元にしますのでどこまで作りこむかという事が重要になってきます。すべてのサービスが人に行きつくところですので、我々は指定管理を導入するときに社会教育主事をどのような形で位置づけなければならないか考えなければなりません。公民館の場合は①必置ではないがいた方がよい②常駐ではない③常駐である（複数人必要）の 3 パターンがあると思います。このことについて議論していただき、1 つずつ仕様書として経費、サービスの維持等を考えてもらいたい。

会長：何かご意見があれば積極的にお願いします。

委員：今事務局に居られる社会教育主事の方は、専任の仕事をやっておられるのですか？

生涯学習部長：生涯学習部では中村があたっています。振興係長として、公民館、文化ホール、市民カレッジ等生涯学習の振興に係る職務にあたっています。

委員：人員と経費の問題があると思いますが、「公民館に常駐していなければいけない」ということではないと思います。流動的に考えて何人がいいか別として、社会教育主事を増員すればよいのではないかと。

会長：先ほどの説明の中で有資格者の 1 名を必置することを盛り込んだと言いましたが、各館に 1 名必置ということでしょうか。

菊田公民館長：指定管理を受けた館です。

会長：「指定管理を受けない館はなくてもよい」「指定管理を受けた館は必ず 1 名いなければいけない。」という状況を解決する考えはあるのか？

菊田公民館長：直営の館に関しては人事というものがありますので、盛り込むものではないです。

会長：各館 1 名ということは休暇等を考慮して常駐する必要があるか考えなければならないのか？

菊田公民館長：今、事務局でも常駐ではないが 1 名いますし、公民館にも 5 名有資格者がいます。

生涯学習部長：先ほど菊田公民館長から人事についてお話ししましたが、自分の立場からご説明させていただきますと、市の方でも公民館には社会教育主事の資格を持っている職員を配置することが望ましいと思っているのですが、全体の人事の中で動かしていますので、全公民館に社会教育主事の資格を持った職員を配置することが困難な状況です。一方、指定管理者（管理運営を行う公民館）は独立をします。独立して動くためには社会教育主事を持っている方が常駐あるいは 1 人専従でいた方がいいのではないかとということで出した案だと思います。

委員：社会教育主事有資格者を公民館に配置する。有資格者を優先的に配置するという取り組みをしている千葉県は先進的である。社会教育主事の資格を持つ者も多くいると思う。方向性としては常駐するというのは望ましい。

会長：常駐・非常勤について仕様書に載せるとのことですがどのようにお考えですか？

菊田公民館長：常駐、常勤、非常勤というのは違ってきます。常駐とは開館している時は常にいないといけないことです。常勤は週 5 日というような勤務になります。

会長：常勤で必ず 1 名置くということですね。指定管理者制度の仕様書の内容に週 2～3 回の出勤ということでもいいのですか？

社会教育課長：仕様書を作成するのは我々なので可能です。例えば、「必ず社会教育主事資格者を雇用すること。最低週 2 日は勤務を要すること」と書けばいいわけです。そうすると週 2 日しか来なくても良いことになってしまいます。先ほど公民館長が言ったことは、「指定管理者制度をした公民館には社会教育主事を雇用すること」常勤という言葉が曖昧ですので「週 5 日勤務すること」と書けばいいわけです。書き方の例としては、①社会教育主事の雇用に努める事②社会教育主事を必ず雇用すること③社会教育主事を常駐させることと分けられます。先ほど館長が述べたとおり、指定管理者を入れたことによって何が変わったかということ。もう一つは前回も議論されましたが、役所が常に指示を出すと地域密着型の事業ができなくなることを考慮して議論していただきたい。

会長：ここで、皆さんにお諮りします。先ほど社会教育課長の説明であった 2 番目の「社会教育主事を必ず雇用すること」でよろしいでしょうか。（委員より特に反対意見なし）

そのような方向で必置的な事を高めていこうという考えでよろしいでしょうか？ それでは、

今度は人の問題があると思います。経験年数、年齢などは市の方で考えているのですか？

委員：指定管理になった館の人選はこちらで出来るのですか？

菊田公民館長：仮に若い社会教育主事であっても、直営の公民館や社会教育課にも社会教育主事がいますので経験年数を気にすることはないと思います。

会長：年齢についてこだわらないということであれば、70歳でもよろしいのですか？

社会教育課長：社会教育主事の資格というのは更新研修など義務付けられてないので一度資格を取ったら返上もしくは亡くなるまで有効な資格です。資格という点では条件を付ける部分ではないと思います。

会長：有資格者であればよいということですね。

委員：職員を育てるネットワーク、研修もたくさんあるので問題ないと思います

会長：みなさんから出された意見を仕様書に反映していただくようにお願いします。次に開館時間および休館日についてですが、公民館管理規則について説明をお願いします。

菊田公民館長：それでは、公民館の管理規則について説明いたします。現在公民館の開館時間は午前9時から午後9時まで。休館日は、月曜日、祝日、年末年始の12月29日から1月3日です。夜間の利用については1団体でも申請がありますと開館しますが、利用のない場合は5時閉館となります。夜間開館日数は24年度の状況でご説明しますと菊田が239日、大久保257日、屋敷69日、実花145日、袖ヶ浦242日、谷津272日、新習志野267日でございます。夜間利用の多い館では、省エネウィークで夏と冬に一週間夜間閉館している期間がありますが、その期間以外、開館している計算になります。ただし、先程も申し上げましたが、1団体でも申請がありますと開館しておりますので、夜間の稼働率は日中に比べ相当低くなっているのが現状です。

いわゆる定期利用の団体は曜日と時間帯を固定して活動していますので、当然休館日である月曜や祝日の開館希望はありませんが、飛び込みの団体で月曜日を借りにいらっしゃる団体がないわけではありませんし、祝日も同様ですが、数は非常に少ないのは事実です。

お示した仕様書（案）は、開館時間は現在と一緒ですが、祝日開館を加えています。これは図書館に倣う方向で、目に見えるサービス向上を意図したものではありませんが、開館時間につきましても休館日につきましても、どちらにしてもお金に関わることであるばかりか、必要か否かの問題にもなりますので、このあたりの議論もお願いしたいと思います。

社会教育課長：夜間の利用状況は先ほど説明したとおりですが、指定管理になったとき、確実にサービスが良くなったと市民の方たちが思えることと、公民館にやってほしいことをまとめていただきたい。

会長：祝日、夜間開館についてどのような状況かお聞かせください。

新習志野公民館長：ほとんどの日に夜間の利用があります。祝日、年末年始、月曜日の開館希望はありません。「平和の広場」という原爆の日に開催する行事の日は早く開館してほしいという要望があります。新習志野公民館は、図書館、西部出張所、公民館の取りまとめをしているので、指定管理になったら管理、責任の所在を考えなければなりません。

谷津公民館長：ほとんどの日に夜間の利用があります。がん検診など市の行事があるときは早めに出勤して対応しています。祝日、年末年始等は利用者からの部屋の申請要望はありません。

袖ヶ浦公民館長：夜間利用は、月2回ほど申請がないときがあります。月曜、年末年始等の開館希

望はございません。

実花公民館長：実花公民館は駅から離れている立地条件ですので、夜間の利用はそれほどございません。実花小学校と隣接していますので、学校の行事などで月曜日を利用したいという利用者もいます。

屋敷公民館長：屋敷公民館も交通の便が悪いので、夜間の利用者はほとんどいません。年末年始等の開館希望はありません。

大久保公民館長：駅前ということで、夜間の利用は多いです。大久保は市民会館がありまして、市民会館は祝日開館しております。そのような場合でも公民館の開館希望の話はございません。

会長：現状を良くしていこうということで、祝日開館を仕様書の中に 1 つ加えたということで、月曜日に開館することも業者のサービスと考えてよいのか。

社会教育課長：月曜日を指定管理者の判断で開館することは出来ません。必ず社会教育課もしくは菊田公民館の許可が必要です。開館日、開館時間に関しては「仕様書の範囲内」ということです。

会長：現状のとおりでいいと思います。前回の議論の中で夜間の利用者を増やす方向でしたが、ご意見がある方はおっしゃってください。

委員：祝日開館というのは決定したのですか？祝日開館は是非やってほしいです。

委員：仕様書案の内容を見ると、月曜日が祝日になった場合、月曜日が開館してその翌日の火曜日が休館ということになっています。そうすると火曜日に活動しているサークルの人たちが困るのではないかと。月曜日は祝日ならば開館して、火曜日も開館するのが現実的ではないかと。

社会教育課長：その考えも目に見える改革だと思います。すべての公民館に現状のどこにプラスアルファするかということです。

委員：月曜日休みにして、祝日は開館してほしいということです。

社会教育課長：この条件は問題ないと思います。

会長：それでは、結論として月曜日は祝日であっても今までとおり閉館日として、年末年始を除く祝日は開館するという意見で行きたいと思います。

指定管理者制度導入の件でその他、報告事項はありますか。

菊田公民館長：仕様書の作成のほかに、備品物品に関することと予約システム導入について検討しておりますので、それぞれ検討の進捗状況について担当より説明いたします。備品に関しては、実花公民館長より、予約システムについては、袖ヶ浦公民館長より説明をいたします。

実花公民館長：備品物品に関して説明いたします。指定管理者制度を導入する公民館の備品は、基本的には教育委員会に帰属し公民館の管理運営に使用することになります。また、指定管理者が持ち込む備品については教育委員会の承認を得た上で使用を許可し、管理から外れた場合は撤去することになります。こうした管理運営の備品に関しましては書面での取り交わしが成立しますが、問題は、どこの公民館も開館以来短くても 20 年以上経過しており、備品そのものの管理以外に、持って帰れない物品をサークルが置いて行くというのが慣例となっている傾向にあり、教育委員会に帰属しない物品を表現は適切ではありませんが、「一掃」する必要があります。これは、指定管理の公民館だけではなく全公民館にあてはまることですので、公的備品とそれ以外の扱いについては、洗い出しを行い、遺漏のないようにしていく予定であります。

袖ヶ浦公民館長：それでは次に公民館の予約システムの検討状況について説明いたします。現在、

スポーツ施設は予約システムを導入しており、指定管理を検討する以前より公民館への導入については研究していました。しかしながら、公共施設再編計画により、大久保地区の再編が喫緊の課題となり、具体的には大久保公民館と屋敷公民館が再編に組み込まれる予定がありますので、その時点に向けてシステム導入を図ることが良いのではないかと考えております。予約システムにつきましては、引き続き検討課題とし調査研究をまいります。

会長：備品についてと予約システムについて、質疑はございますか。備品の問題ですが、指定管理者制度が導入されてもされなくても本来サークルのものは置いてはいけないということ。予約システムというのはネット利用のことですか。

袖ヶ浦公民館長：そうです。

社会教育課長：教育というフィールドにした時、予約方法をどのようにするのか問題です。いかに公平かつ社会教育を維持していくという意味での予約ということなので協議していただきたい。

会長：予約システムで予約が重なったら抽選になるのですか？

袖ヶ浦公民館長：コンピューターで抽選します。他市の状況を聞いている段階です。

新習志野公民館長：千葉県で共同システムという形でソフトを開発していけば、安くできます。そのシステムが習志野市の求めていることかが問題です。

会長：予約は抽選にはずれるということは、たびたびあります。初めから、はずれるものと思っていれば、諦めもつきます。

委員：まとめて半年もしくは一年分の予約がとれるようにしてほしい。ほかの市ではやっている。

委員：社会教育主事の中で、「研修会に参加すること」も仕様書に書かなければならないのか。

社会教育課長：有資格者ですので能力を高めたいというのであれば、仕様書に書くことができます。

委員：習志野市の七館の打ち合わせ、情報交換はありますか？

菊田公民館長：仕様書案には「担当者会議」として記載しています。

会長：これで、本日の議事はすべて終了いたしました。

(記録：袖ヶ浦公民館)